



保 医 発 0 1 1 6 第 7 号  
平 成 2 7 年 1 月 1 6 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、下記の保険医療機関において、平成26年12月12日に提出すべき平成26年4月から9月分の再照会に係るデータの提出に遅延等が認められたため、平成27年2月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

記

保険医療機関名	適用期間
北海道札幌市東区本町1条1丁目2-10 医療法人彰和会北海道消化器科病院	平成27年2月1日から 平成27年2月28日まで
北海道釧路市愛国191番212 社会医療法人孝仁会釧路孝仁会記念病院	
宮城県岩沼市里の杜1-2-5 総合南東北病院	
福島県須賀川市丸田町17番地 医療法人平心会須賀川病院	
埼玉県所沢市東狭山ヶ丘4-2692-1 社会医療法人至仁会圏央所沢病院	
神奈川県横浜市金沢区並木2-8-1 医療法人社団協友会横浜なみきリハビリテーション病院	

保険医療機関名	適用期間
富山県富山市牛島本町2丁目1番58号 富山赤十字病院	平成27年2月1日から 平成27年2月28日まで
広島県広島市南区仁保新町1丁目5番13号 広島厚生病院	
徳島県三好市三野町芝生1242番地6 三野田中病院	
福岡県八女市吉田2番地1 柳病院	
福岡県田川市大字糶1700番地2 田川市立病院	